平成２７年（フ）第３７０８号
東京都府中市小柳町２丁目44―４―309
債務者　村中　正彦
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３７０９号
東京都江東区潮見１丁目29―23　さざなみ苑
債務者　峰岸　誠寿
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３７１３号
埼玉県狭山市広瀬３丁目14―12
債務者　阿部紗也加（旧姓狩野）
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３７２２号
東京都渋谷区幡ヶ谷３丁目27―９―402
債務者　高木　淳也
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３７２６号
東京都八王子市南大沢３丁目４―５―104
債務者　山本　旦男
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３７２９号
東京都町田市本町田2102―11
債務者　中野　政子（旧姓西山）
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３７３２号
千葉県千葉市中央区東千葉２丁目16―10
債務者　大内　信幸
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３７３３号
東京都町田市原町田２丁目４―２―702
債務者　鈴木　順子
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３７３４号
神奈川県川崎市麻生区高石２丁目46―６
債務者　宇賀神朋子（旧姓晴山）
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３７３５号
東京都世田谷区玉川４丁目13―４―102
債務者　阿天坊秀雄
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３７３７号
東京都板橋区大山金井町８―８―1108
債務者　鈴木　　剛
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３７３８号
東京都板橋区中台３丁目10―18―202
債務者　瀧島千恵子
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３７３９号
神奈川県藤沢市長後1055―３―201
債務者　西原　若葉
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

破産手続終結

平成２５年（フ）第１９８３号
福岡市博多区冷泉町５番35号
破産者　株式会社リンク
1　決定年月日　平成27年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１０１号
群馬県太田市新島町882番地
破産者　有限会社サウンド
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第６５号
富山県砺波市安川403番地
破産者　株式会社折橋工業
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第１００号
富山県南砺市山見京願1739番地２　協同組合井波コミュニティプラザ内、商業登記簿上の本店所在地富山県南砺市井波3602番地１
破産者　杉木株式会社
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
富山地方裁判所高岡支部